

## 令和6年度軽油採取調査及び分析業務仕様書

### 1 業務の趣旨及び概要

石油製品販売店及び特約店並びに軽油を貯留するインタンクを保有する大口需要家（以下「ガソリンスタンド等」という。）から軽油の試料（以下「サンプル」という。）を採取し、分析を行うことにより、軽油に灯油や重油を混和するなどの不正軽油の疑いがあるものを早期に発見し、県が行う軽油引取税の課税調査などの基礎資料とする。

### 2 委託業務名

令和6年度軽油採取調査及び分析業務

### 3 委託予定期間

契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

### 4 委託業務の内容等

委託業務の受託者（以下「受託者」という。）は、次の業務を実施するものとする。

#### (1) サンプルの採取

県下全域のガソリンスタンド等450箇所（別添「令和6年度市町村・地区別軽油採取調査分析委託対象事業所数内訳」のとおり）からサンプルを採取すること。

① 岡山県備前県民局長（以下「委託者」という。）が契約締結後に提供するガソリンスタンド等の名称及び所在地の情報（以下「ガソリンスタンド等一覧表」という。）を基に事前に軽油採取調査計画書を作成し、委託者の承認を受けたうえで、実際の軽油採取に着手すること。

また、受託者は、翌月の委託業務実施予定表を、毎月末日までに委託者に提出すること。

なお、原則として、サンプル採取については令和6年10月31日（木）までに概ね完了する計画とし、最終のサンプル採取完了期限を令和6年11月8日（金）とする。

② ガソリンスタンド等から任意の協力を得て、サンプルを採取するとともに、所定の調査項目を聴取し「軽油採取調査票」を作成すること。

また、採取できなかったガソリンスタンド等は、採取できなかった理由を記載すること。

なお、受託者の責めに帰すべき理由なく採取を拒否された場合は再訪の必要はない。

③ サンプルの採取は、原則として無通告での抜き打ち訪問により実施すること。

ただし、委託者の提供した「ガソリンスタンド等一覧表」中に事前電話連絡必要と記載のあるもの及び特記事項欄に記載があるものについては、これに従い実施すること。

なお、その他のガソリンスタンド等で、受託者の判断で、事前連絡を行ったうえで訪問する場合には、訪問予定日の前日又は当日に電話すること。

④ サンプルの採取は、委託者が貸与する採油ビンを使用し、50ミリリットル程度のサンプルを給油機のノズルから直接採取すること。

なお、訪問先にタンクが複数存在する場合で、軽油の仕入先が全て同じである場合には、サンプル採取は1本だけでよいが、タンクによりそれぞれ仕入先が異なる場合においては、タンク毎に別々にサンプル採取を行うこと。

⑤ 委託者の提供した「ガソリンスタンド等一覧表」に変更（廃業、移転等）がある場合は、当該一覧表に所要の訂正を行い報告すること。

## (2) サンプルの分析

ガソリンスタンド等から採取したサンプルについて、クマリンの検出を行うこと。

- ① サンプルの分析は、委託者が設置している分析室の分光蛍光光度計1台（検査用薬品、試験管等の付属品を含む。以下「光度計」という。）を使用して行うこと。

※光度計は、1日当たり20サンプル以上の分析が可能である。

- ② 分析を行った場合には、その都度、分析が正常に行われたことを確認し、分析日当日に当該サンプル分析結果に当該軽油採取調査票を添えて、委託者へ提出すること。

なお、委託者は、サンプル分析結果及び軽油採取調査票の提出があった場合には、直ちに当該写しを作成し受託者に交付するので、これを基に事業完了報告書を作成すること。

- ③ 分析室の使用については、委託者の指示に従うこと。

- ④ 分析に使用した試験管等の器具については、分析完了後にその都度、洗浄・乾燥等を行い、翌日朝にすぐ使用できる状態にしておくこと。

- ⑤ 分析は、サンプル採取後、出来るだけ速やかに行うものとし、遅くともサンプル採取した日の翌日から起算して30日以内には完了させること。

## (3) 実績報告

受託者は業務完了後、委託者が別途定める様式により事業完了報告書を提出すること。

## (4) 特記事項

- ・「軽油採取調査票」の最下段にある【摘要】欄に当該ガソリンスタンド等について、調査時において新たに判明した情報や留意事項を漏れなく記載すること。
- ・業務に必要な車両は受託者において手配すること。
- ・業務は祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の間で行うこと。
- ・業務用資材（サンプル含む）は業務期間中委託者または受託者の事務所で保管すること。  
採油済サンプルのビンについては、分析作業を行うまでの期間については、委託者が設置している分析室にも一時保管可能なスペースがあるので、受託者が利用することも可能。
- ・委託費用は事業完了報告書提出後に精算払とすること。

## 令和6年度市町村・地区別軽油採取調査分析委託対象事業所数内訳

市町村名	特約店	販売店	小計	需要家 インタンク	合計	県民局	備考
岡山市	24	14	38	92	130	備前	
玉野市	1	2	3	5	8	備前	
備前市	4	2	6	15	21	備前	
瀬戸内市	1	2	3	5	8	備前	
赤磐市	5	1	6	9	15	備前	
和気町	1	0	1	4	5	備前	
吉備中央町	0	2	2	5	7	備前	
小計	36	23	59	135	194		
倉敷市	13	8	21	49	70	備中	
笠岡市	4	3	7	8	15	備中	
井原市	2	5	7	7	14	備中	
総社市	5	2	7	3	10	備中	
高梁市	3	2	5	14	19	備中	
新見市	4	6	10	15	25	備中	
浅口市	0	0	0	1	1	備中	
早島町	2	1	3	1	4	備中	
里庄町	0	1	1	0	1	備中	
矢掛町	0	0	0	6	6	備中	
小計	33	28	61	104	165		
津山市	7	4	11	16	27	美作	
真庭市	5	5	10	15	25	美作	
美作市	0	6	6	5	11	美作	
新庄村	0	1	1	0	1	美作	
鏡野町	1	3	4	3	7	美作	
勝央町	1	2	3	2	5	美作	
奈義町	0	0	0	0	0	美作	今年度対象なし
西粟倉村	0	1	1	0	1	美作	
久米南町	0	1	1	2	3	美作	
美咲町	0	5	5	6	11	美作	
小計	14	28	42	49	91		
合計	83	79	162	288	450		